

(備品の購入について)

(ご家族からの質問)

妻が住宅型有料老人ホームに入居し、たんの吸引が必要となった。ホームからたん吸引機(5万円)を購入するにあたり、費用負担を求められた。ホームに言われた費用を支払い、ホームはたん吸引機を購入したと言うが、新品を購入した際の領収書や保証書の提出を求めても、渡してくれない。領収書を渡すべきではないのか。

《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

ご入居者が購入した備品であれば、ホームはその領収書をご入居者に渡すべきです。本来、たん吸引機はホームの備品として備え付けるものと思われそうですが、入居者に負担を求めるケースも考えられます。たん吸引機は介護保険の対象外となりますので、自費で購入するか、レンタルする必要があります。また、自費で購入した場合はご入居者の所有物となりますので、退去時には機器の取り扱い(持ち帰る、廃棄する、ホームに譲渡する等)についてどうするのかは、ご入居者側で決めることとなります。

～入居を検討している方へ～

《トラブル回避のためのチェックポイント》

ご入居者が費用を負担し購入した備品等については、ホームから領収書を受け取りましょう。

《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

入居者が費用負担し、購入した備品の領収書は入居者に渡すべきです。また、トラブルを避けるためには、入居契約書、管理規程、重要事項説明書等で「介護用品費は別途実費負担」とし、たん吸引機を例示することが考えられます。入居者が負担する場合は、購入(領収書の発行)、レンタルの比較、退去時の対応(施設での機器引き取り)等の説明を行いましょ。また、「日常生活用具給付事業」の対象となる場合もありますので、自治体にご相談ください。

日常生活用具給付事業とは

市町村が行う地域生活支援事業の内、必須事業の一つとして規定されており、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

詳細は以下をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/yogu/seikatsu.html